

パスワード交付申請要領

閲覧又は配布用に本件業務に係る特記仕様書等を電子化して愛知県警察ホームページに掲載していますが、この電子データには、パスワードを設定してありますので、次のとおり閲覧用パスワードの交付申請をしてください。

1 申請方法

(1) 表明・確約書及び役員等名簿の提出

本件業務に係る電子化した特記仕様書等の閲覧を希望する者は、別途掲出する表明・確約書及び役員等名簿を施設課営繕係メールアドレス宛に電子メール（電子データ）により提出しなければなりません。

施設課営繕係メールアドレス：eizen@police.pref.aichi.lg.jp（注：@と.以外は全てアルファベット）

(2) 電子メールによる申請

ア 電子メールの送信等

電子メールの件名を「常滑警察署プロポーザル手続パスワード申請」とし、メール本文に設計業者名及び担当者の氏名・連絡先を記入した上、イにより作成した表明・確約書及び役員等名簿を添付して上記アドレス宛に電子メールを送信した後、2の問い合わせ先に電話連絡してください。

イ 表明・確約書及び役員等名簿の作成方法

(ア) 表明・確約書（PDFファイル）

別途掲出する表明・確約書（word様式）を使用し、PDFファイルで作成し、ファイル名を「〇〇設計事務所表明・確約書」としてください。

※表明・確約書の内容を遵守できない者は、プロポーザル手続に参加できません。

(イ) 役員等名簿（Excelファイル）

別途掲出する役員等名簿（Excelファイル）を使用し、法人の場合は商業登記簿謄本に登記されている役員全員と、当該契約について契約締結権限について委任を受ける者（支社長、支店長など）を入力し、個人事業主の場合は当該事業主を入力し、ファイル名を「〇〇設計事務所役員等名簿」等としてください。

ウ 閲覧用パスワード申請期間

令和8年4月28日（火）から令和8年5月21日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 閲覧用パスワードの交付

(2)による申請を確認した後、閲覧用パスワードを交付します。ただし、この特記仕様書等は、本件プロポーザル手続に参加を希望する者に対して閲覧に供するものであるため、明らかに手続参加資格がないと認められる者及び手続参加の意思がないと認められる者に対しては、閲覧用パスワードを交付しません。

2 問い合わせ先

愛知県警察本部総務部施設課営繕係（警察本部本館1階）
名古屋市中区三の丸二丁目1番1号（郵便番号460-8502）
TEL:052-951-1611（内線2274）